

令和 6 年 4 月 16 日
東京工業大学

令和 5 年度における懲戒処分状況について

本学における令和 5 年度の懲戒処分は、以下のとおりです。

処分の種類 処分事由					
	懲戒解雇	諭旨解雇	停職	減給	戒告
一般サービス関係	0	0	0	1	0

＜概要＞

【減給】

事務職員（女性、40 歳代）に対し、令和 6 年 2 月 21 日付けで、減給の懲戒処分を行った。

当該職員は、事務処理の遅れを隠ぺいするため、進捗状況について上司に虚偽の説明を行い、その露見を恐れて他人名義の文書の偽造を行った。当該職員の行為は、大学の名誉又は信用を傷つけ、秩序又は風紀を乱すものであり、国立大学法人東京工業大学就業規則第 43 条第 1 項第 4 号、同条同項第 5 号、同条第 2 項第 4 号の規定に基づき、減給の懲戒処分としたものである。

＜コメント＞

本学職員としてあるまじき行為であり、かかる行為は決して許されることなく、厳正な処分を行いました。大学としてこのことを厳粛に受け止め、全学を挙げて再発防止にあたっていく所存です。

国立大学法人東京工業大学

理事・副学長 佐藤 勲